

門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会運営要領

(設置)

第1条 門真市附属機関に関する条例施行規則（平成25年3月29日門真市規則第16号）第6条の規定に基づき、就学前教育・保育に関し専門的に審議するため、門真市子ども・子育て会議に、就学前教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に各号に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 子ども・子育て支援施策（就学前教育・保育分野）の推進に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定に関すること
- (3) 地域型保育事業の認可に関すること
- (4) 就学前教育・保育の利用者負担に関すること
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、門真市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員のうちから会議の委員長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の委員長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、門真市こども部こども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき。

(2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に關し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。